

## 個別公共事業の評価書（ダム事業）その2

平成24年7月2日 国土交通省

国土交通省政策評価基本計画（平成23年9月30日改正）及び平成24年度国土交通省事後評価実施計画（平成24年3月30日最終変更）に基づき、個別公共事業についての再評価を実施した。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

### 1. 個別公共事業評価の概要について

（評価の対象）

国土交通省では、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、事業の予算化の判断に資するための評価（新規事業採択時評価）、事業の継続又は中止の判断に資するための評価（再評価）及び改善措置を実施するかどうか等の今後の対応の判断に資する評価（完了後の事後評価）を行うこととしている。

新規事業採択時評価は、原則として事業費を予算化しようとする事業について実施し、再評価は、事業採択後一定期間（直轄事業等は3年間。補助事業等は5年間）が経過した時点で未着工の事業及び事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業、社会経済情勢の急激な変化により再評価の実施の必要が生じた事業等について実施する。また、完了後の事後評価は、事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した事業等について実施する。

（評価の観点、分析手法）

国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局が、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性・効率性・有効性等の観点から総合的に評価を実施する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、といった視点で事業の見直しを実施する。事業種別の評価項目等については別添1（評価の手法等）のとおりである。

（第三者の知見活用）

再評価及び完了後の事後評価にあたっては、学識経験者等から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くこととしている。また、直轄事業等の新規事業採択時評価においても、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしている。

また、評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について公共事業評価手法研究委員会において検討し、事業種別毎の評価手法の策定・改定について、評価手法研究委員会において意見を聴くこととしている。

また、評価の運営状況等について、国土交通省政策評価会において意見等を聴取することとしている（国土交通省政策評価会の議事概要等については、国土交通省政策評価ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka>）に掲載することとしている）。

### 2. 今回の評価結果について

今回は、平成24年度予算に係る評価として、ダム関係の4事業について、再評価を実施した。担当大臣政務官は別紙、件数一覧は別添2、評価結果は別添3のとおりである。

なお、個々の事業評価の詳細な内容については、以下のホームページに記載。

事業評価カルテ(<http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>)

事業評価関連リンク([http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09\\_public\\_07.html](http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_07.html))

担当大臣政務官は下表のとおり。

事業種別	担当大臣政務官
【公共事業】	
ダム事業	津川 祥吾

事業名 ( )内は 方法を示す。*	評価項目		評価を行う過程において使用した資料等	担当部局	
	費用便益分析				費用便益分析以外の主な評価項目
	費用	便益			
ダム事業 (代替法、CVM・TCM)	・事業費 ・維持管理費	・想定年平均被害軽減期待額 ・水質改善効果等(環境整備事業の場合)	・災害発生時の影響 ・過去の災害実績 ・災害発生危険度 ・地域開発の状況 ・地域の協力体制 ・河川環境等をとりまく状況 等	・国勢調査メッシュ統計 ・水害統計等	水管理・国土保全局

※費用便益分析に用いる便益の把握の方法

代替法

事業の効果の評価を、評価対象社会資本と同様な効果を有する他の市場財で、代替して供給した場合に必要とされる費用によって評価する方法。

CVM(仮想的市場評価法)

アンケート等を用いて評価対象社会資本に対する支払意思額を住民等に尋ねることで、対象とする財などの価値を金額で評価する方法。

TCM(トラベルコスト法)

対象とする非市場財(環境資源等)を訪れて、そのレクリエーション、アメニティを利用する人々が支出する交通費などの費用と、利用のために費やす時間の機会費用を合わせた旅行費用を求めることによって、その施設によってもたらされる便益を評価する方法。

## 平成24年度予算に係る再評価について

### 【公共事業関係費】

事業区分		再評価実施箇所数					再評価結果				
		一定期間未着工	長期間継続中	準備計画段階	再々評価	その他	計	継続 うち見直し継続	中止	評価 手続中	
ダム事業	補助事業					4	4	2		2	
合計		0	0	0	0	4	4	2	0	2	0

(注1) 直轄事業等には、独立行政法人等施行事業を含む

(注2) 再評価対象基準

一定期間未着工: 事業採択後一定期間(直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間)が経過した時点で未着工の事業

長期間継続中: 事業採択後長期間(5年間)が経過した時点で継続中の事業

準備計画段階: 準備・計画段階で一定期間(直轄事業等3年間、補助事業等5年間)が経過している事業

再々評価: 再評価実施後一定期間(直轄事業等3年間、補助事業等5年間)が経過している事業

その他: 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

平成24年度予算に係る再評価結果一覧

【公共事業関係費】  
【ダム事業】  
【補助事業】

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)	
			貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)					B/C
			便益の内訳及び主な根拠							
備前川ダム建設 事業 新潟県	その他	238	237	205	1.2	<p>①事業の必要性等に関する視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫が想定される区域を含む旧上越市地域では、平成12年から平成17年の間で、人口はほぼ横ばい、世帯数は微増となっており、人口はほぼ横ばいにある。</li> <li>・備前川は、平成6年等の夏期において、水道の給水制限や農作物の作付けの遅れ等、深刻な水不足に見舞われている。</li> <li>・現在、生活再建工事中であり、平成22年3月現在で進捗率は約30%(事業費ベース)</li> </ul> <p>【検証対象ダム事業等の点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費及び工期の点検については、水道事業の撤退により水道を除いた事業費を算出し、最新のデータ等で点検を行った結果、事業費については変更がないこと、工期については平成41年度頃～平成51年度頃の完成見込みであることを確認した。また、堆砂計画、過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等を点検した。</li> </ul> <p>②事業の進捗の見込み、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点</p> <p>【目的別の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「洪水調節」</li> <li>・河川整備計画(案)において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて治水対策案を検討し、5案の治水対策案を立案し、7つの評価軸について評価した。</li> </ul> <p>「新規利水」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利水参画者に対し、上越市克雪用水については、ダム事業参画継続の意思があること、開発費として変更がないことを確認した。上越市水道については、事業参画を見送る旨の回答があった。</li> <li>・検討主体において、必要量の算出が妥当に行われていることを確認した。</li> <li>・利水参画者(上越市克雪用水)に対して確認した必要な開発費を確保することを基本として、5案の利水対策案を立案し、6つの評価軸について評価した。</li> </ul> <p>「流水の正常な機能の維持」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川整備計画(案)で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、3案の対策案を立案し、6つの評価軸について評価した。</li> </ul> <p>【検証対象ダムの総合的な評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を実施した。</li> <li>・目的別の総合評価の結果が、洪水調節では、備前川ダム+河道改修案(築堤)と備前川ダム(沢川引水水路なし)+河道改修案(掘削、築堤)を同程度に優位、新規利水では、備前川ダム案とダム使用権の振替案(発電運用変更案)を同程度に優位、流水の正常な機能の維持では、備前川ダム案が優位と評価したが、検証対象ダムの総合的な評価は現行案(備前川ダムと河道改修との組み合わせ)が優位と評価した。</li> </ul>	継続	水管理・国土 保全局治水 課 (課長 森北 佳昭)		
新保川生活貯水 池再開発事業 新潟県	その他	56	45	41	1.1	<p>①事業の必要性等に関する視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫が想定される区域を含む佐渡市金井地区では、平成12年から平成17年の間で、人口は減、世帯数は増となっており、人口は減少傾向にある。</li> <li>・新保川流域では、毎年のように深刻な水不足に悩まされている。特に6月～8月にかけては農業用水の不足により輪灌制で分水を行う取水統制が常態化している。また、瀬切れによるアユのへい死被害が度々発生している。</li> <li>・現在、用地買収中であり、平成22年3月現在で進捗率は約22%(事業費ベース)</li> </ul> <p>【検証対象ダム事業等の点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費及び工期の点検については、平成20年3月に策定した計画の事業費、工期を基に、最新のデータ等で点検を行った結果、事業費については変更がないこと、工期については平成39年度頃～平成51年度頃の完成見込みであることを確認した。また、堆砂計画、過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等を点検した。</li> </ul> <p>②事業の進捗の見込み、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点</p> <p>【目的別の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「洪水調節」</li> <li>・河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて治水対策案を検討し、5案の治水対策案を立案し、7つの評価軸について評価した。</li> </ul> <p>「新規利水」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があること、開発費として変更がないことを確認した。</li> <li>・検討主体において、必要量の算出が妥当に行われていることを確認した。</li> <li>・利水参画者に対して確認した必要な開発費を確保することを基本として、4案の利水対策案を立案し、6つの評価軸について評価した。</li> </ul> <p>「流水の正常な機能の維持」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、2案の対策案を立案し、6つの評価軸について評価した。</li> </ul> <p>【検証対象ダムの総合的な評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を実施した。</li> <li>・目的別の総合評価の結果が、洪水調節では、二線堤+河道改修案(掘削)が優位、新規利水では、新保川生活貯水池再開発案とため池案を同程度に優位、流水の正常な機能の維持では、新保川生活貯水池再開発案が優位と評価したが、検証対象ダムの総合的な評価は、検証対象ダムや流域の実情等に応じて総合的に勘案して現行案(新保川生活貯水池再開発案)が優位と評価した。</li> </ul>	継続	水管理・国土 保全局治水 課 (課長 森北 佳昭)		
常浪川ダム建設 事業 新潟県	その他	364	343	339	1.01	<p>①事業の必要性等に関する視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫が想定される区域を含む常浪川の流域(阿賀町)では、平成12年から平成17年の間で、人口は減、世帯数は微減となっており、人口は減少傾向にある。</li> <li>・常浪川は阿賀町の耕地等に対する水源として利用されているが、昭和60年、平成6年において、不特定かんがい用水補給区域で水不足が発生している。</li> <li>・現在、生活再建工事中であり、平成22年3月現在で進捗率は約53%(事業費ベース)</li> </ul> <p>【検証対象ダム事業等の点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費及び工期の点検については、平成9年12月に策定した全体計画の事業費及び工期を基に、最新のデータ等で点検を行った結果、事業費については変更が無いこと、工期については平成41年度頃～平成51年度頃で完成が見込まれることを確認した。また、堆砂計画、過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等を点検した。</li> </ul> <p>②事業の進捗の見込み、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点</p> <p>【目的別の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「洪水調節」</li> <li>・河川整備計画(案)において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて治水対策案を検討し、4案の治水対策案を立案し、7つの評価軸について評価した。</li> </ul> <p>「流水の正常な機能の維持」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、3案の対策案を立案し、6つの評価軸について評価した。</li> </ul> <p>【検証対象ダムの総合的な評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を実施した。</li> <li>・目的別の総合評価の結果が、洪水調節では、河道改修案(掘削+引堤)が優位、流水の正常な機能の維持では、常浪川ダム案が優位と評価したが、検証対象ダムの総合的な評価は、現行ダム案(常浪川ダム案)以外の、河道改修などの対策案が優位と評価した。</li> </ul>	中止	水管理・国土 保全局治水 課 (課長 森北 佳昭)		

<p>晒川生活貯水池整備事業 新潟県</p>	<p>その他</p>	<p>86</p>	<p>128</p>	<p>【内訳】 被害防止便益: 63億円 流水の正常な機能の維持に関する便益: 64億円 残存価値: 0.5億円</p> <p>【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数: 53戸 年平均浸水軽減面積: 3ha</p>	<p>74</p>	<p>1.7</p>	<p>・晒川流域等では、近年でも平成23年に被害の大きな洪水が発生している。主な洪水被害としては昭和44年8月の洪水においては27戸、昭和53年6月の洪水においては43戸の建物被害、平成23年7月の洪水においては、全半壊家屋18戸、浸水家屋103戸(※平成23.7の被害は、晒川流域と田川流域の合計の被害である。)の洪水被害が発生している。 ・また、浸水被害については、晒川流域等では、近年でも、平成6年夏期に耕作等に対する水不足に見舞われている。</p>	<p>①事業の必要性等に関する視点 ・氾濫が想定される田川・晒川流域が位置する十日町市(旧十日町市、旧川西市、旧中里村、旧松代町、旧松之山町(H17年合併))では、平成17年から平成22年の間で、人口は減っており、人口は減少傾向にある。 ・晒川流域等では、近年でも、平成6年夏期に耕作等に対する水不足に見舞われている。 ・現在、生活再建工事中であり、平成22年3月現在で進捗率は約31%(事業費ベース) 【検証対象ダム事業等の点検】 ・事業費及び工期の点検については、平成22年度の再評価時の事業費及び工期を基に、最新のデータ等で点検を行った結果、事業費については変更が無いこと、工期については平成45年度頃～平成51年度頃で完成が見込まれることを確認した。また、堆砂計画、過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等を点検した。</p> <p>②事業の進捗の見込み、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点 【目的別の検討】 「洪水調節」 ・河川整備計画(案)において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて治水対策案を検討し、7家の治水対策案を立案し、7つの評価軸について評価した。 「新規利水」 ・利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があること、開発量として変更がないことを確認した。 ・検討主体において、必要量の算出が妥当に行われていることを確認した。 ・利水参画者に対して確認した必要な開発量を確保することを基本として、4家の利水対策案を立案し、6つの評価軸について評価した。 「流水の正常な機能の維持」 ・河川整備計画(案)で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、2家の対策案を立案し、6つの評価軸について評価した。</p> <p>【検証対象ダムの総合的な評価】 ・各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を実施した。 ・目的別の総合評価の結果が、洪水調節では、河道改修案(掘削)、河道改修案(掘削+特殊堤)、河道改修案(掘削)(余裕高を確保しない)が優位、新規利水では、晒川生活貯水池案と水系間導水案(信濃川)、水系間導水案(田川)を同程度に優位、流水の正常な機能の維持では、晒川生活貯水池案が優位と評価したが、検証対象ダムの総合的な評価は、現行ダム案(晒川生活貯水池案)によらない、河道改修、水系間導水などの対策案が優位と評価した。</p>	<p>中止</p>	<p>水管理・国土 保全局治水課 (課長 森北 佳昭)</p>
----------------------------	------------	-----------	------------	--	-----------	------------	--	---	-----------	---

※1:本資料については、検討主体から国土交通大臣に報告された、ダム事業の検証に係る「検討結果の報告書」等に基づき作成している。

## 中止事業について

事業区分	事業名 事業主体 (所在地)	中止理由
ダム事業 (補助事業)	<small>とこなみかわ</small> 常浪川ダム建設事業 新潟県 <small>ひがしかんばらくんあがまち</small> (新潟県東蒲原郡阿賀町)	<p>今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果は、治水対策案は河道改修案(掘削+引堤)などが優位、流水の正常な機能の維持対策案は現計画案(常浪川ダム案)が優位であるが、総合的な評価としては、現計画以外の案が優位としている検討主体の対応方針「中止」は妥当であると考えられる。</p> <p>よって、補助金交付に係る対応方針については「中止」とする。</p>
ダム事業 (補助事業)	<small>さらしがわ</small> 晒川生活貯水池整備事業 新潟県 <small>とおかまちし</small> (新潟県十日町市)	<p>今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果は、治水対策案は河道改修案(掘削)などが優位、新規利水対策案は現計画案(晒川生活貯水池案)と水系間導水案(信濃川)、水系間導水案(田川)が同程度に優位、流水の正常な機能の維持対策案は現計画案(晒川生活貯水池案)が優位であるが、総合的な評価としては、現計画以外の案が優位としている検討主体の対応方針「中止」は妥当であると考えられる。</p> <p>よって、補助金交付に係る対応方針については「中止」とする。</p>

※1：「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」(平成22年9月 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議)